

応急仮設住宅の「特定延長」の導入について ～生活再建への取り組みを加速～

現在 5 年間となっている応急仮設住宅の供与期間について、住まいの再建に関する復興事業の進捗など本市の住宅状況を踏まえ、応急仮設住宅の供与期間延長のあり方について、宮城県と協議を進めます。

また新年度は、生活の再生を重点に、被災された方が供与期間内に新たな住まいに移っていたりするよう「被災者生活再建推進プログラム」を「被災者生活再建加速プログラム」に改訂し、暮らしの復興への取り組みを加速します。

1 応急仮設住宅の供与について

(1) 本市の住宅状況

平成 27 年度には、防災集団移転先地における住宅建築が本格化するほか、復興公営住宅の整備が完了します。また、復興公営住宅への入居等により、借上げ民間賃貸住宅として供与されていた物件が流通し始めるなど、27 年度末には本市被災者の需要に対応する住宅がおおむね充足すると見込まれます。

(2) 供与期間延長の考え方

宮城県が公表した今後の応急仮設住宅の供与期間延長に関する「基本的な考え方」(別紙参照)を踏まえ、被災された方々を一律に延長する方針から、復興公営住宅の工期等の関係から転居が 5 年の供与期間を超える方など、特定の要件に該当する方を対象に供与期間を延長する「特定延長」の導入に向けて、宮城県と協議を進めます。

2 被災者生活再建加速プログラム（案）

生活再建推進プログラムによる支援メニューを基本に、関係団体と連携した住宅再建相談や伴走型の支援など、新たなお住まいへの移行支援の充実や、地域団体と連携した移転先における新たなふるさとづくりへの支援を追加しています。

(今回追加する主な支援策)

・住宅再建相談支援（強化）

関係機関等と連携した相談会の開催に加え、情報誌を作成し入居手続きなどの情報提供を実施する

・伴走型民間賃貸住宅入居支援（新規）

一人で行動することが困難な方に対し、再建先となる住まい探しのアドバイスや同行支援を実施する

・専任弁護士と連携した相談支援体制構築（新規）

新たな住まいへ移る際に、法的な整理や手続きを要する世帯に対し、専任した弁護士と連携し、対応策の検討や支援を実施する

（詳しくは概要版、本編および資料編を参照）

今後の応急仮設住宅の供与期間延長に関する「基本的な考え方」

応急仮設住宅の供与期間の延長について、これまでの一律延長に加え、災害公営住宅等の整備により被災された方々の需要に対応する住宅がおおむね充足する市町においては、特定の要件に該当する方を対象に供与を延長する「特定延長」の考え方を導入することとして、国との協議を進めることが宮城県より公表された。

(供与期間延長にかかる基本的な考え方)

供与期間延長の必要性については、災害公営住宅や入居者自らが建築する住宅、一般の賃貸住宅など、被災された方々の需要に対応する恒久的な住宅が不足するか否かで判断される。

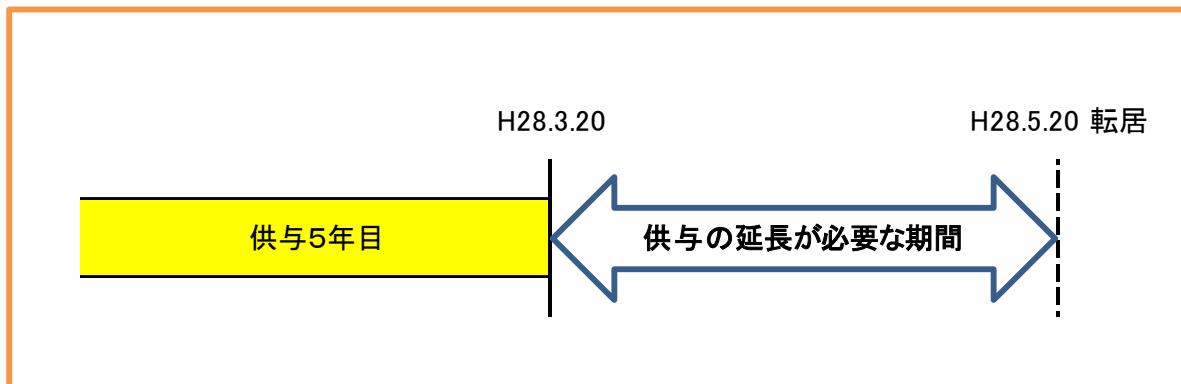
- 1 住宅が不足する状況が継続する市町に関しては、供与期間を一律延長する。
- 2 住宅がおおむね充足する市町に関しては、供与終了を基本とし、特定の要件に該当する方についてのみ、供与期間を延長する。（特定延長）

○特定延長により供与を延長する者の要件

- 1 災害公営住宅への入居や防災集団移転等、公共事業による自宅の再建先は決まっていながら、工期等の関係から供与期間内に仮設住宅を退去できない者
- 2 公共事業以外で、自宅の再建（再建先・再建時期）は決まっているが、工期等の関係から供与期間内に仮設住宅を退去できない者

(特定の要件に該当する方の一例)

- 仮設住宅の供与5年目の終期が平成28年3月20日の方（平成23年3月21日に仮設住宅へ入居した方）で、災害公営住宅への転居が5月20日となる場合、5年の供与期間内では転居できないため、特定延長の対象者となる。



仙台市被災者生活再建加速プログラム(案)

概要版

◆生活再建の推進から加速へ

市内で被災された世帯や、市外で被災され本市で再建を希望する世帯が、仮設住宅の供与期間内に、新たな生活の場へ早期に移行できるよう、「被災者生活再建推進プログラム」を「被災者生活再建加速プログラム」に改訂し、生活再建に向けた集中的・重点的支援を実施する。

◆生活再建への取組みを加速するための施策

1 各世帯への支援

分類	更なる課題	支援策や対応
1 生活再建可能世帯 住まいの再建方針や再建時期が決まっており、特に大きな問題がなく日常生活を送っている世帯	<ul style="list-style-type: none"> ●さまざまな事情で再建方針を変更した世帯等に対する、住まいの再建に関する相談支援の充実 ●賃貸住宅を希望する世帯に対する、積極的な情報提供等 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的な状況調査 ・支援情報の提供 ④公営住宅入居支援 ④住宅再建相談支援
2 日常生活支援世帯 住まいの再建方針や再建時期は決まっているが、主に心身の健康面に課題を抱えており、日常生活において継続的に支援が必要な世帯	<ul style="list-style-type: none"> ●生活環境の変化による心身の健康への影響が懸念される世帯に対する、再建先での保健福祉サービスの継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・戸別訪問の実施 ・健康支援 ・見守り・生活相談 ④地域保健福祉サービスによる支援
3 住まいの再建支援世帯 住まいの再建方針または再建時期が未定である世帯や、資金面、就労、家族関係等に課題を抱えているため支援が必要な世帯	<ul style="list-style-type: none"> ●一人で行動することが困難な方など、さまざまな事情により再建に踏み切れない世帯等に対する、個別支援等 	<ul style="list-style-type: none"> ④個別支援計画による支援 ・戸別訪問の実施 ・就労支援の推進 ④併走型民間賃貸住宅入居支援
4 日常生活・住まいの再建支援世帯 住まいの再建に関して課題を抱えており、かつ、日常生活においても継続的に支援が必要な世帯	<ul style="list-style-type: none"> ●限られた期間内で課題解決や再建が可能となるよう、幅広い支援者との連携や積極的な関与 ●課題解決に専門的な知識等を要する世帯への支援に必要な、弁護士等専門家のアドバイス 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画による支援 ・戸別訪問の実施 ・健康支援 ・見守り・生活相談 ④地域保健福祉サービスによる支援 ④併走型民間賃貸住宅入居支援 ④専任弁護士と連携した相談支援体制構築
新 市内の仮設住宅に入居しているが接触できない世帯	<ul style="list-style-type: none"> ●再建方針や支援の必要性についての早期把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・戸別訪問調査 ・情報提供・相談支援 ・居住実態のない世帯への退去勧奨等
新 市内で被災し市外の仮設住宅に入居している世帯	<ul style="list-style-type: none"> ●避難先の自治体との連携や情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供・相談支援

2 コミュニティ支援

項目
(1) プレハブ仮設住宅におけるコミュニティ維持
(2) 復興公営住宅における新たなコミュニティ形成
(3) 新 集団移転先における新たなコミュニティ形成
(4) 新 津波浸水予測区域におけるコミュニティ再生

仙台市被災者生活再建加速プログラム (案)

平成27年3月
仙台市

目 次

<u>1 生活再建の推進から加速へ ~被災者生活再建推進プログラムの改訂~</u>	1
<u>2 生活再建への取組みを加速するために ~集中的・重点的支援~</u>	1
<u>3 各世帯への支援</u>	2
(1) 新たな住まいへの移行に向けた課題	
(2) 新たな住まいへの移行支援の強化イメージ	
(3) 生活再建への取組みを加速するための支援体制	
(4) 各世帯への支援策	
<u>4 コミュニティ支援</u>	10
(1) プレハブ仮設住宅におけるコミュニティ維持	
(2) 復興公営住宅における新たなコミュニティ形成	
(3) 集団移転先における新たなコミュニティ形成	
(4) 津波浸水予測区域におけるコミュニティ再生	
<u>5 スケジュール</u>	13

1 生活再建の推進から加速へ ~被災者生活再建推進プログラムの改訂~

本市では、仮設住宅に入居され生活再建に課題を抱えている世帯への支援策やその実施体制等を体系的にとりまとめた「仙台市被災者生活再建推進プログラム」を平成26年3月に策定し、一日も早い生活再建の実現に向けて、個々の世帯の状況に応じたきめ細かな支援に取り組んできた。

「仙台市震災復興計画」の最終年度となる平成27年度末には、復興公営住宅の整備や防災集団移転先地での住宅建築が概ね完了することが見込まれるなどから、6年目の応急仮設住宅の供与に向けては、復興公営住宅への入居を待つ方など一部の方を対象とする「特定延長」の導入について、宮城県と協議を進めることとしている。

のことにより、今後、被災された方々の生活再建の動きに拍車がかかることが想定されるが、限られた期間内において、市内で被災された世帯や、市外で被災され本市で再建を希望する世帯が、仮設住宅での生活から新たな住まいでの生活へ早期に移行できるよう、生活再建への取組みを加速する必要がある。

このため、新たな住まいへの移行支援策の強化を中心に「被災者生活再建推進プログラム」を「被災者生活再建加速プログラム」に改訂し、被災された方々の早期の生活再建に全力を挙げて取り組んでいく。

2 生活再建への取組みを加速するために ~関係機関との連携強化による集中的・重点的支援~

生活再建への取組みを加速するため、2つの視点を踏まえながら、関係機関や関係団体、NPO等との連携をさらに強化し、課題の整理・解決に積極的に取り組むことにより、新たな生活の場への早期移行に向けた実効性や柔軟性の高い支援を、集中的・重点的に展開する。

特に、複合的な課題を抱える世帯に対しては、早い段階から個別支援に取り組むなど、世帯の状況に応じた的確な支援を行う。

さらに、新たなコミュニティ形成や再生を促進するため、地域団体との情報共有などにより、支援のネットワークを広げ、重層的なコミュニティ支援を進める。

視点1 一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援

被災された方お一人おひとりの置かれた状況に応じて、生活再建に向けた思いや意向を尊重しながら、住まい、保健・福祉、就労等の幅広い分野にわたる実効性のある支援策を集中的に、かつ、きめ細かに実施していく。

視点2 人と人とのつながりを大切にした支援

お住まいだった地域や仮設住宅で築かれたコミュニティを尊重するとともに、復興公営住宅や防災集団移転先地への転居後における入居者同士や地域との新たなコミュニティ形成を支援するなど、人と人とのつながりを大切にした支援を継続的に行う。



3 各世帯への支援

(1) 新たな住まいへの移行に向けた課題

復興公営住宅や防災集団移転先地の整備など、住まいの再建に向けた復興事業の進捗や、「被災者生活再建推進プログラム」の実践により、被災された方々の生活再建が進む一方で、新たに取り組むべき課題も明らかになった。

① 4分類した世帯の課題

1 生活再建可能世帯 を含めた全世帯

住まいの再建方針や再建時期が決まっており、特に大きな問題はなく日常生活を送っている世帯

仮設住宅入居世帯の継続した状況把握と情報提供

- ・ 生活状況や再建方針等に大きな変化が生じた場合、その変化を的確に把握し、生活再建に向けた支援が途切れる事のないようにする必要がある。
- ・ 生活再建に関する情報を適時正確に伝える必要がある。
- ・ 震災時に他市町村に居住していた世帯のうち、本市での再建を希望する世帯に対して、市内被災世帯と同様に早期の再建支援を行う必要がある。また、被災元市町村で再建を希望する世帯に対して、被災元市町村と連携した支援が必要である。

再建方針を変更した世帯等への相談支援の充実

新 さまざまな事情で再建方針を変更した世帯等に対して、市営住宅等公営住宅や民間賃貸住宅の活用等を視野に入れた、住まいの再建に関する相談支援の充実を図る必要がある。

賃貸住宅で再建を希望する世帯への積極的な情報提供

新 仮設住宅入居世帯の約8割を占める借上げ民間賃貸住宅入居世帯の約7割は、引き続き賃貸住宅（公営住宅を含む）での再建を希望しており、限られた期間内において、早期に住まいの確保が出来るよう、賃貸住宅に関する積極的な情報提供等の支援が必要である。

公営住宅入居時の負担軽減

- ・ 被災者生活再建支援法に基づく加算支援金が支給されない復興公営住宅等公営住宅へ入居される世帯に対して、引き続き転居費用等の支援が必要である。

2 日常生活支援世帯

住まいの再建方針や再建時期は決まっているが、主に心身の健康面に課題を抱えており、日常生活において継続的に支援が必要な世帯

心身の健康面に問題を抱えている世帯への継続的な生活支援

- ・ 仮設住宅での生活の長期化により健康状態が悪化し、住まいの再建に影響を及ぼすことが懸念されることから、支援関係者間の緊密な情報共有や訪問等を通じて健康状態の変化を的確に把握する必要がある。

新 再建後の生活環境の変化による心身の健康への影響が懸念されることから、再建先でも保健福祉サービス等が適切に受けられるよう、配慮する必要がある。



3

住まいの再建支援世帯

住まいの再建方針または再建時期が未定である世帯や、資金面、就労、家族関係等に課題を抱えているため支援が必要な世帯

再建方針未定世帯等への住まいの再建支援

- 再建方針が決められない要因を把握し、課題解決に向けた適切な支援により再建の見通しを持つていただく必要がある。

新 復興公営住宅の入居資格がない高齢者世帯や所得の少ない世帯に対して、各世帯の事情や意向等を踏まえ、適切な住まいの確保に向けた支援が必要である。

新 一人で行動することが困難な方など、さまざまな事情により再建に踏み切れない世帯等に対して、相談や個別支援を通じて再建方法に関する提案などを積極的に行う必要がある。

4

日常生活・住まいの再建支援世帯

住まいの再建に関して課題を抱えており、かつ、日常生活においても継続的に支援が必要な世帯

複合的な問題を抱えている世帯の新たな生活基盤の早期確立

- 生活資金や住宅再建資金への不安、未就労状態の継続、家族間トラブル、さらには心身の健康面への不安など、複数の問題が生活再建の妨げとなっているため、課題整理を適切に行う必要がある。

- 再建先の確保や転居に関する諸手続き等に困難を伴うことが想定されるため、世帯の状況に応じたきめ細かな支援を行ながら、新たな住まいを早期に確保し生活基盤を整える必要がある。

新 限られた期間内において、課題解決や新たな住まいへの移行が可能となるよう、より幅広い支援者との連携や積極的な関与が必要である。

新 課題解決に向けて専門的な知識や手続き等を要する世帯に対して、的確に支援を行うための弁護士等専門家のアドバイスが必要である。

②市内の仮設住宅に入居しているが接触できない世帯の課題

新 現況調査票が提出されず再建方針が不明であり、複数回の戸別訪問等でも接触できなかつた世帯について、生活状況等を把握するための手立てを講じ、再建方針の確認や支援の必要性等を判断する必要がある。

新 仮設住宅での生活実態がない世帯や、入居の必要性が認められない世帯等に対して、受益の公平性や適正な制度運用等の観点から退去を促していく必要がある。

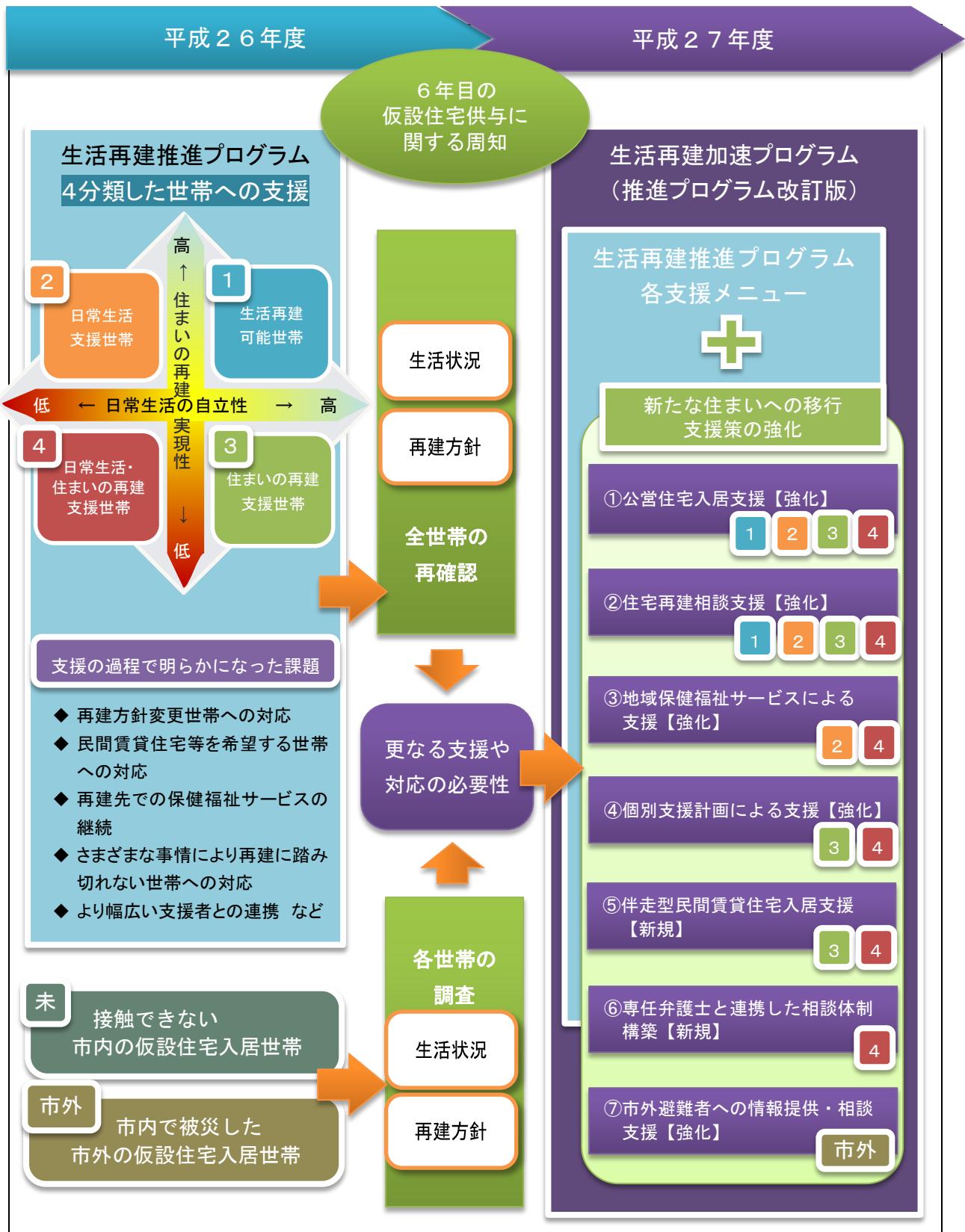
③市内で被災し市外の仮設住宅に入居している世帯の課題

新 県内他市町に避難している世帯については、戸別訪問等による生活状況や再建方針等の確認を行っており、避難先自治体と連携し、課題に応じた支援を行う必要がある。

新 県外に避難している世帯については、戸別訪問による生活状況の把握や直接的な支援が困難であることから、情報提供を中心に接触等を図っていく必要がある。

(2) 新たな住まいへの移行支援の強化イメージ

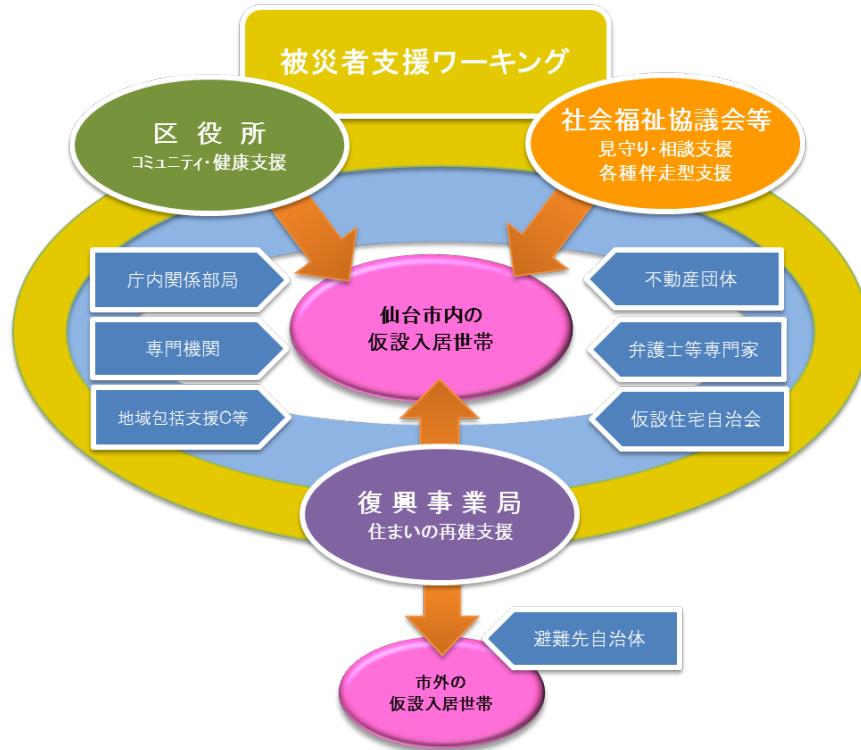
「生活再建推進プログラム」による支援を引き続き実施しながら、移行支援策を強化することにより、仮設住宅の供与期間内に、新たな住まいへの移行を推進する。



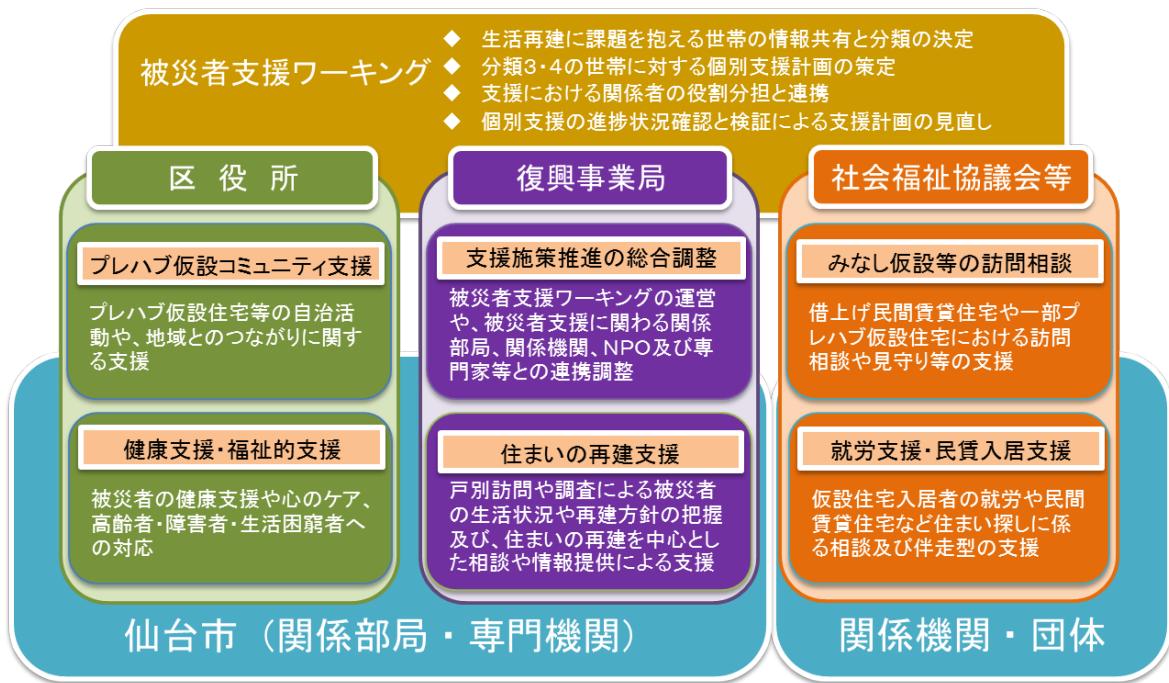
(3) 生活再建への取組みを加速するための支援体制

仮設住宅に入居されている世帯の生活状況や再建方針、再建上の課題等について、各区の「被災者生活再建支援ワーキング・グループ」（以下、「被災者支援ワーキング」という。）で情報を共有し、支援計画の策定や役割分担による支援を着実に実践することにより、生活再建への取組みを加速する。

支援体制のイメージ図



被災者支援ワーキングの機能と役割分担





(4) 各世帯への支援策

1 生活再建可能世帯 を含めた全世帯

(1) 繼続的な状況調査

- 市内の仮設住宅に入居されている全世帯を対象に、生活状況や再建方針等の変化を把握するため、継続的な調査を実施する。
- 生活状況や再建方針等に大きな変化が生じた場合、区役所や社会福祉協議会等の職員等で構成する被災者支援ワーキングで適宜支援の見直しを行う。

(2) 支援情報の提供

- 公営住宅の入居募集や各種相談会の開催など、住まいの再建に必要な情報を「復興定期便」等により提供する。
- 市外で被災し被災元市町村での再建を希望する世帯については、再建の意向等を適宜確認した上で、被災元市町村と連携しながら住まいの再建に関する情報提供等を行う。

(3) 公営住宅入居支援 強化

① 公営住宅への入居申込勧奨及び申込手続き支援 強化

- 復興公営住宅や市営住宅等への入居を希望する方に対して、生活状況や意向を丁寧に伺い、入居提案や申込勧奨などを個別に行う。また、状況に応じて生活再建支援員等が直接自宅を訪問し、申込手続き等の支援を行う。

② 復興公営住宅等入居支援金の助成

- 被災者生活再建支援法に基づく加算支援金が支給されない復興公営住宅等公営住宅に入居する世帯に対し、入居時の経済的な負担を軽減するため、引越しなどに利用できる「復興公営住宅等入居支援金」を助成する。

(4) 住宅再建相談支援 対象拡大・強化

- 不動産団体と連携しながら、民間賃貸住宅等による再建を希望する方に対する相談会の開催や、不動産賃貸等に関する情報誌の作製・配布などを通じて、住まいの再建に協力する不動産事業者の情報提供を行う。
- 法律や相続登記などに関する専門家相談会に加え、住宅建築・購入等による再建を希望される方に対して、住宅金融支援機構等と連携しながら、資金計画や融資等に関する「住まいの再建相談会」を、定期的に開催する。

2 日常生活支援世帯

(1) 戸別訪問の実施

- 日頃の支援を通じて、住まいの再建に向けても問題が生じていないかなど、定期的な確認を行う。

(2) 健康支援

- ・ 健康状態を把握し、その変化に対応するほか、関係機関と連携した継続的な健康相談・指導の実施や、仮設住宅集会所や市民センター等における健康相談会や健康講座等を開催する。

(3) 見守り・生活相談

- ・ 社会福祉協議会（支えあいセンター）等が支援ニーズに応じて定期的に声掛けや見守りを行い、健康状態の把握や生活相談等を行う。

(4) 地域保健福祉サービスによる支援 **強化**

- ・ 新たな生活の場へ移行した後においても、地域コミュニティを中心とした見守りや保健福祉サービスを利用した健康支援により、安心して生活が送れるよう、地域包括支援センターなど地域の関係機関と被災者支援ワーキングが連携し、移行後の生活も見据えた支援を行う。

3 住まいの再建支援世帯

(1) 個別支援計画による支援 **強化**

- ・ 課題の解決や再建方法・場所の選定など支援が必要な世帯に対して、支援関係者で情報を共有し、住まいの再建に向けて策定した個別支援計画（支援カルテ）や役割分担に基づき、具体的な移行支援を行う。

(2) 戸別訪問の実施

- ・ 個別支援計画（支援カルテ）に基づき、生活再建支援員が支援関係者と連携しながら計画的に訪問し、住まいの再建に向けた情報提供や相談支援を行う。

(3) 就労支援の推進

- ・ 直ちに就労が困難な方などを対象に、就労支援を行っているN P O等と連携し、生活困窮者自立支援法に基づく履歴書の書き方や面接の受け方等の研修や職場体験を行うなど、就労支援を実施する。

(4) 伴走型民間賃貸住宅入居支援 **新規**

- ・ 再建先となる住宅を一人で探すことが困難な民間賃貸住宅入居希望者に対して、支援団体と連携し、住まい探しのアドバイスや同行、入居手続きなどを行うほか、生活資金等に不安を抱える世帯に対して、社会福祉協議会の貸付制度等の紹介や、関係団体と連携した家計相談など伴走型の支援を行う。

4

日常生活・住まいの再建支援世帯

(1) 個別支援計画による支援

- ・ 被災者支援ワーキングで支援方針や支援の役割分担を決めたうえで、世帯ごとに個別支援計画（支援カルテ）を策定し、日常生活上の健康支援と合わせ、新たな住まいの確保に向けた生活再建支援を行う。

(2) 戸別訪問の実施

- ・ 個別支援計画（支援カルテ）に基づき、個別支援の関係者が計画的に訪問し、生活状況の変化の把握や問題の解消に向けた相談支援等を行う。

(3) 健康支援

- ・ 住まいの再建に向けた課題解決の進捗状況に留意しながら、健康状態の変化に対応するとともに、被災者支援ワーキングでの情報共有や関係機関と連携した継続的な健康相談・指導の実施、仮設住宅集会所や市民センター等における健康相談会や健康講座等を開催する。

(4) 見守り・生活相談

- ・ 社会福祉協議会（支えあいセンター）等が、個別支援計画での役割分担をもとに定期的に声掛けや見守りを行い、世帯の生活状況等の変化等にも留意しながら、健康状態の把握や生活相談等を行う。

(5) 地域保健福祉サービスによる支援 強化

- ・ 新たな生活の場へ移行した後においても、地域コミュニティを中心とした見守りや保健福祉サービスを利用した健康支援に加え、個々の課題に応じた福祉制度の積極的な活用などにより、安心して生活が送れるよう、地域包括支援センターなど地域の関係機関と被災者支援ワーキングが連携し、移行後の生活も見据えた支援を行う。

(6) 伴走型民間賃貸住宅入居支援 新規

- ・ 再建先となる住宅の確保に支援が必要な個別支援対象世帯に対して、支援団体と連携し、再建の意向確認や提案を行い、住まい探しの同行や入居手続きなどを積極的に行うほか、生活資金等に不安を抱える世帯に対して、社会福祉協議会の貸付制度等の紹介や、関係団体と連携した家計相談など伴走型の支援を行う。

(7) 専任弁護士と連携した相談支援体制構築 新規

- ・ 新たな住まいへの移行に際し、さまざまな理由で法的な整理や手続きが必要となる世帯等に対して、専任した弁護士と連携し、具体的な対応策の検討や手続き支援を行う。

未

市内の仮設住宅に入居しているが接触できない世帯

(1) 戸別訪問調査 強化

- ・ 土日も含め複数回訪問しても不在である世帯や、夜間に電話連絡しても応答がない世帯については、居住実態調査も含め引き続き接触を試みる。

(2) 情報提供・相談支援 強化

- ・ 生活状況や再建方針が把握できた世帯について、被災者支援ワーキングで情報共有し、支援方針等の決定や、再建に向けた情報提供や相談等を行う。

(3) 居住実態のない世帯への退去勧奨等 強化

- ・ 倉庫利用や理由もなく長期間不在にしているなど、仮設住宅での生活実態がない世帯に対して、退去勧奨を行うほか、退去に応じないなど悪質な事例に対しては、県・市の役割分担に応じた不正入居者対策に取り組む。

市外

市内で被災し市外の仮設住宅に入居している世帯

県内他市町の仮設住宅に入居している世帯

(1) 情報提供・相談支援 強化

- ・ 戸別訪問等による再建方針の確認や課題の把握を行い、避難先市町と連携しながら、情報提供や個別相談、健康支援等を実施する。

県外の仮設住宅に入居している世帯

(1) 情報提供・相談支援 強化

- ・ 世帯状況調査による再建方針の確認を行い、希望する再建方針に合わせた情報提供や、首都圏や近県で開催される交流会での面談を通じた相談対応を行う。



4 コミュニティ支援

(1) プレハブ仮設住宅におけるコミュニティ維持

入居者減少による居住環境への配慮や安全対策

入居者の意向や復興公営住宅等による再建の状況、仮設住宅の供与期間などを勘案し、計画的・画一的な団地の集約は行わないが、入居者減少によるひとり暮らし世帯等への見守りや自治会解散後の団地内活動、防犯等安全面への対応として、引き続き、団地内のコミュニティ維持に必要な支援を行っていく。

(1) ひとり暮らし高齢者等生活支援システムの活用

- 現在、仮設住宅に入居しているひとり暮らしの高齢者世帯等を対象にサービスを提供している「ひとり暮らし高齢者等生活支援システム（緊急通報システム）」の対象世帯を拡大し、緊急時におけるガードマンの駆けつけや防犯・防火など、安心して日常生活が送れるよう支援する。

(2) 自治活動への支援

- 入居者減少により、自治活動が困難となる可能性のある団地に対し、自治会と区役所の地域連携担当職員等による緊密な情報交換や連携により、集会所等の適切な運営など、引き続きコミュニティが維持できるよう支援する。

(3) 防犯等安全面への対応 新

- 夜間における団地内暗所への照明の設置や、警備業者等による夜間巡回の実施等により、防犯・安全の確保に努める。

(2) 復興公営住宅における新たなコミュニティ形成

復興公営住宅における入居者の孤立防止策の推進

新たに整備された復興公営住宅では、近隣町内会や社会福祉協議会、市民センターなど地域の関係者等による入居者を対象としたイベントやサロン等を開催しながら、区役所が町内会形成支援を行い、コミュニティの醸成を図ってきた。この結果、既存町内会へのスムーズな加入や、新たな町内会の発足につながった。

今後も早い段階からコミュニティの醸成に向けた支援を行うとともに、自治組織が結成され住民が新たな生活に落ち着くまでの間（半年～1年程度）、入居世帯の生活状況等の把握や見守りなどの孤立防止に努める。

(1) 戸別訪問の実施

- 生活再建支援員が全世帯への戸別訪問により生活状況等を把握し、その内容については、復興事業局や区役所、社会福祉協議会で情報共有を図り、必要に応じて、保健師等や社会福祉協議会（支えあいセンター）の個別訪問につなげる。

(2) 繼続支援のための情報共有

- 復興公営住宅の入居が決定した世帯の中には、転居後も健康面などに対する継続的な支援を必要とするケースもあることから、転居先や転居時期などの情報について、関係者間で密に共有するとともに、これまでの支援情報の引継ぎを徹底し、入居してい



た仮設住宅と転居先の復興公営住宅の所在区が異なる場合についても、適切に対応できるようとする。

(3) コミュニティ活動支援

- 近隣町内会等との調整やまちづくり支援専門家派遣制度の活用などにより、コミュニティ活動が円滑に行われるよう、復興公営住宅の規模や周辺地域の特性に応じた自治組織の形成・活動の支援を行う。

(4) 見守り活動の促進

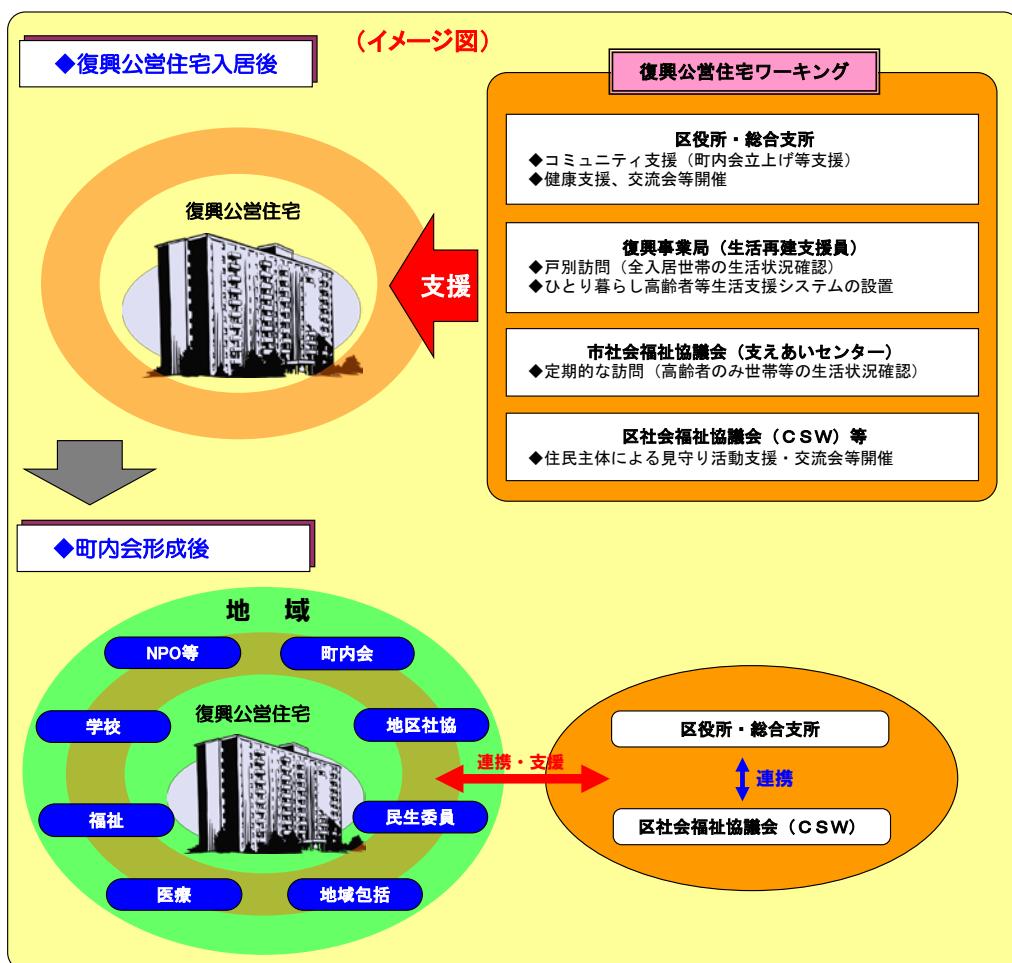
- コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による見守り活動の体制づくりや、地元支援者を集めた連絡会議を開催するなど、小地域福祉ネットワーク活動への支援や地域の資源を活かした見守り活動を促進する。

(5) 保健福祉サービスの提供

- 仮設住宅入居時と同様、関係機関と連携を図りながら必要な個別支援を継続するほか、健康相談、交流会等を実施する。

(6) ひとり暮らし高齢者等生活支援システムの設置

- 仮設住宅を対象とした当該システム（緊急通報システム）を、一定期間、復興公営住宅に入居するひとり暮らしの高齢者世帯等にも設置し、緊急時の駆けつけや日常会話サービス等を通じて、新たな生活の場での不安感等を軽減できるよう支援する。





(3) 集団移転先における新たなコミュニティ形成

新 防災集団移転先地での新たなコミュニティづくり

集団移転先では、移転される方々の宅地が決まり、平成27年度は住宅建築が本格化することが想定される。

今後は、移転される方々の住宅再建の状況を踏まえながら、安心して暮らすことができる地域づくりを目指し、区役所と連携しながら新たなコミュニティ形成に向けた支援を行う。

(1) **集団移転先の団地（田子西隣接・上岡田・南福室・六郷・七郷・荒井西・荒井南地区）**

- ・ 集団移転先での新たなコミュニティの形成に向けて、引き続き、移転される方同士の話し合いの場を設け親睦をさらに深めつつ意見交換を行うとともに、近隣町内会や土地区画整理組合等との顔合わせの場を設けるなど、関係者が協力しながら、自治組織立ち上げに向けた支援を行う。

(4) 津波浸水予測区域におけるコミュニティ再生

新 津波浸水予測区域における地域コミュニティの再生や地域まちづくり活動の活性化

移転対象地区以外のうち、さまざまな津波防災施設の整備を行っても津波による浸水が予測される地区（津波浸水予測区域）において、今後の安全・安心なまちづくりやコミュニティの再生を進めるため、将来に向けたまちづくり計画の作成や、これに基づく取り組みなどに対する支援を行ってきてている。引き続き、地域コミュニティの再生や地域まちづくり活動の活性化を支援していく。

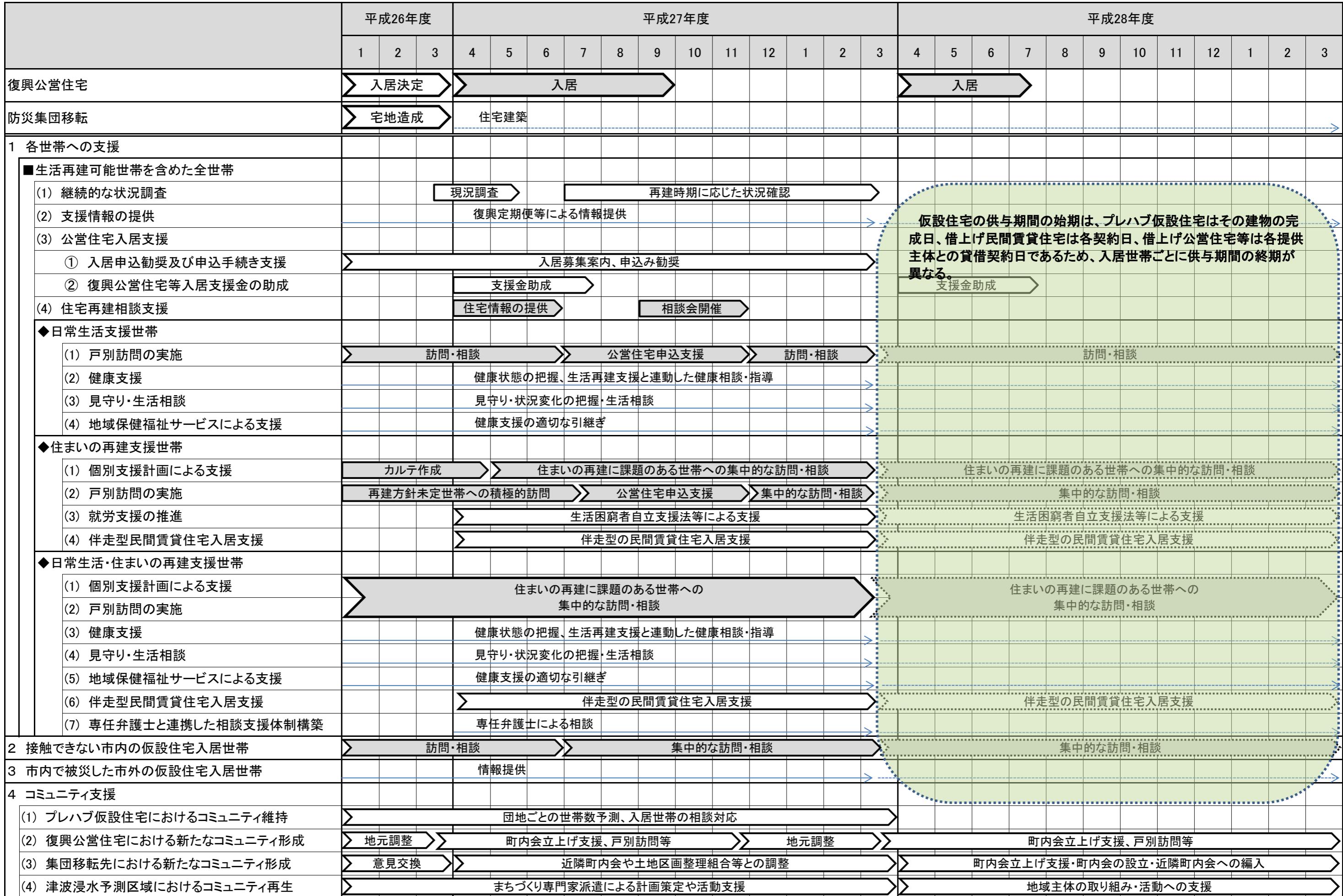
(1) **南蒲生・新浜地区**

- ・ 両町内会では、市からまちづくり専門家の派遣を受け、平成24年度にそれぞれ「復興まちづくり基本計画」を策定し、現在は、コミュニティ再生や活性化に地域主体で取り組むための「アクションプラン」の策定を進めている。
- ・ 新たな集会所の活用なども踏まえ、今後も各町内会のまちづくり活動を支援していく。

(2) **六郷東部地区（三本塚、二木、種次、井土、藤塚地区）**

- ・ 六郷地区町内会連合会から平成26年9月に提出された「東六郷地区の現地再建まちづくりに関する要望」を契機として、六郷東部地区として「コミュニティ活性化策」や「健康づくりと支えあいの仕組みづくり」の検討と実施を進めることとしている。
- ・ 市が派遣するまちづくり専門家の支援等により、地区のまちづくり計画策定や活動を支援していく。

5 被災者生活再建加速プログラム スケジュール



仙台市復興事業局 生活再建推進部 生活再建推進室

TEL 022-214-8579 FAX 022-214-5130

E-mail fko002110@city.sendai.jp

仙台市被災者生活再建加速プログラム 資料編（案）

表1 仮設住宅入居世帯数

- 復興公営住宅の整備など、住まいの再建の進展により、仮設住宅入居世帯が減少
- 市外被災世帯も、市内被災世帯と同等の割合で減少

(世帯)

仮設種別	H24.3末(ピーケ時) (A)	H27.1.1 (B)	割合 (B) / (A)
プレハブ仮設住宅	1,346	802	59.6%
借上げ民間賃貸住宅	9,838	6,043	61.4%
借上げ公営住宅等※	825	365	44.2%
計	12,009	7,210	60.0%
うち市内被災世帯	7,968	4,800	60.2%
うち市外被災世帯	4,041	2,410	59.6%

※市営住宅の戻り入居世帯を除いた借上げ公営住宅等

借上げ公営住宅等	614	365	59.4%
----------	-----	-----	-------

図1 震災時居住地別世帯数

- 震災時に市外に居住していた世帯は、現在も仮設住宅入居世帯の約1／3（約2,400世帯）を占めている

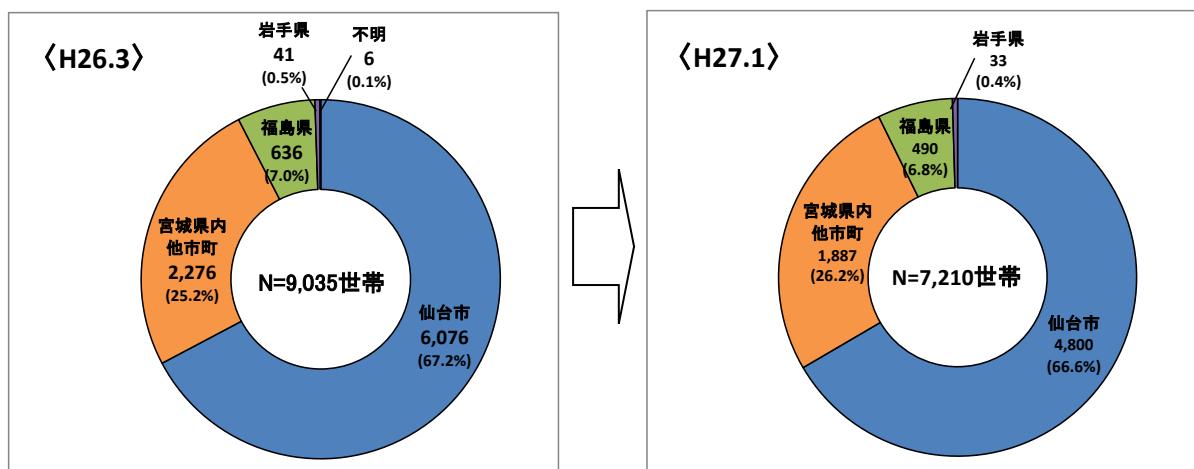


表2 課題ごとに分類した世帯数

- 生活再建推進プログラムによる支援により、「生活再建可能世帯」の割合が上昇
- 個別支援計画（カルテ）を作成し、より密な支援を行っている「日常生活・住まいの再建支援世帯」の世帯数が減少

世帯分類	H26. 3. 1	H27. 1. 1
生活再建可能世帯	5,686 (66.0%)	5,275 (74.9%)
日常生活支援世帯	540 (6.3%)	481 (6.8%)
住まいの再建支援世帯	2,133 (24.8%)	1,122 (15.9%)
日常生活・住まいの再建支援世帯	251 (2.9%)	165 (2.4%)
計	8,610 (100.0%)	7,043 (100.0%)

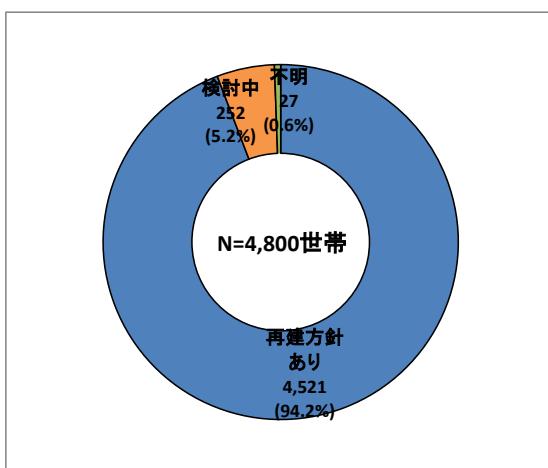
※戸別訪問等により接触できない167世帯（H27. 1. 1）は除く。

表3 仮設住宅入居世帯の再建方針

- 生活再建推進プログラムによる支援により、再建方針決定世帯の割合が上昇

再建方針（全体）	H26. 3. 1	H27. 1. 1
再建方針あり	7,691 (85.1%)	6,604 (91.6%)
検討中	1,158 (12.8%)	553 (7.7%)
不明	186 (2.1%)	53 (0.7%)
計	9,035 (100.0%)	7,210 (100.0%)

市内被災世帯（H27. 1）



市外被災世帯（H27. 1）

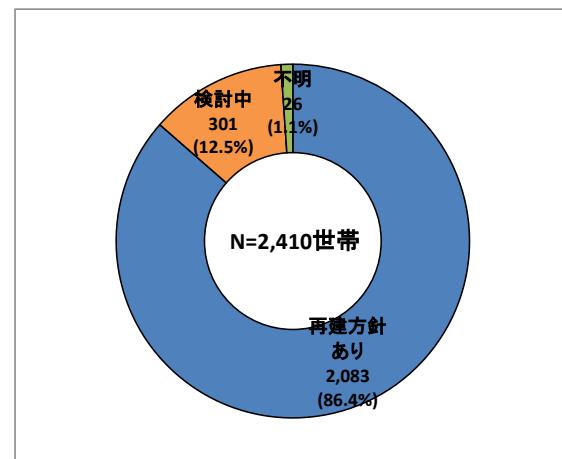


表4 仮設住宅入居世帯の再建方針（仮設住宅種別ごと）

- プレハブ仮設住宅の入居世帯は、「復興公営住宅」のほか「防集移転」や「自力再建」の割合が高い
- 借上げ民間賃貸住宅や借上げ公営住宅等の入居世帯は、「復興公営住宅」のほか「賃貸住宅」の割合が高い

(H27.1: 世帯)

	防集移転	復興公営	自力再建	賃貸住宅	市外転出	検討中	不明	計
プレハブ 仮設住宅	169 (21.1%)	416 (51.9%)	128 (15.9%)	32 (4.0%)	11 (1.4%)	41 (5.1%)	5 (0.6%)	802 (100.0%)
借上民間 賃貸住宅	296 (4.9%)	2,428 (40.2%)	474 (7.8%)	1,775 (29.4%)	545 (9.0%)	481 (8.0%)	44 (0.7%)	6,043 (100.0%)
借上公営 住宅等	20 (5.5%)	217 (59.4%)	26 (7.1%)	50 (13.7%)	17 (4.7%)	31 (8.5%)	4 (1.1%)	365 (100.0%)
計	485 (6.7%)	3,061 (42.5%)	628 (8.7%)	1,857 (25.8%)	573 (7.9%)	553 (7.7%)	53 (0.7%)	7,210 (100.0%)

表5 仮設住宅入居世帯の再建方針（住居種別ごと）

- 震災時に持家に居住していた世帯は、「復興公営住宅」の割合が高い
- 震災時に賃貸住宅に居住していた世帯は、「復興公営住宅」のほか「賃貸住宅」の割合が高い

(H27.1: 世帯)

	防集移転	復興公営	自力再建	賃貸住宅	市外転出	検討中	不明	計
持家	485 (14.6%)	1,117 (33.7%)	473 (14.2%)	544 (16.4%)	404 (12.2%)	282 (8.5%)	14 (0.4%)	3,319 (100.0%)
賃貸	— —	1,919 (51.7%)	144 (3.9%)	1,253 (33.7%)	128 (3.5%)	249 (6.7%)	20 (0.5%)	3,713 (100.0%)
不明	— —	25 (14.0%)	11 (6.2%)	60 (33.7%)	41 (23.0%)	22 (12.4%)	19 (10.7%)	178 (100.0%)
計	485 (6.7%)	3,061 (42.5%)	628 (8.7%)	1,857 (25.8%)	573 (7.9%)	553 (7.7%)	53 (0.7%)	7,210 (100.0%)

表6 仮設住宅入居世帯の再建方針（震災時居住地ごと）

- 震災時に市外に居住していた世帯は、「復興公営住宅」のほか「賃貸住宅」や「市外転出」の割合が高い
- 再建方針が決まっていない世帯（「検討中」「不明」）の半数以上が市外に居住していた世帯となっている

(H27.1: 世帯)

	防集移転	復興公営	自力再建	賃貸住宅	市外転出	検討中	不明	計
市内	485 (10.1%)	2,316 (48.3%)	511 (10.6%)	1,163 (24.2%)	46 (0.9%)	252 (5.3%)	27 (0.6%)	4,800 (100.0%)
市外	— —	745 (30.9%)	117 (4.8%)	694 (28.8%)	527 (21.9%)	301 (12.5%)	26 (1.1%)	2,410 (100.0%)
計	485 (6.7%)	3,061 (42.5%)	628 (8.7%)	1,857 (25.8%)	573 (7.9%)	553 (7.7%)	53 (0.7%)	7,210 (100.0%)

表7 戸別訪問等の状況

- 休日訪問等により、接触できない世帯が減少

(世帯)

仮設住宅入居世帯	H26.3.1	H27.1.1
接触できた世帯	8,610 (95.3%)	7,043 (97.7%)
接触できない世帯	425 (4.7%)	167 (2.3%)
	9,035 (100.0%)	7,210 (100.0%)

表8 市内で被災し市外の仮設住宅に入居している世帯

- 県内他市町の仮設住宅入居世帯も、県外の仮設住宅入居世帯も減少

(世帯)

仮設住宅入居世帯	H26.3.1 (A)	H27.1.1 (B)	割合 (B) / (A)
県内他市町の仮設住宅入居世帯	200	155	77.5%
県外の仮設住宅入居世帯	239	193	80.8%
計	439	348	79.3%

図2 震災時居住形態別の仮設住宅退去事由（本市受付分）

- 新たな住まいへ転居した世帯のうち、震災時に持家に居住していた世帯の割合は全体の約65%となっている
- 新たな住まいへ転居した世帯のうち、震災時に賃貸住宅に居住していた世帯の割合は約29%となっており、震災時に持家に居住していた世帯に比べ住まいの再建が進んでいない
- 新たな住まいとして、震災時に持家に居住していた世帯は、持家の購入、修繕の割合が高く、震災時に賃貸住宅に居住していた世帯は公営住宅入居、持家の購入の割合が高い

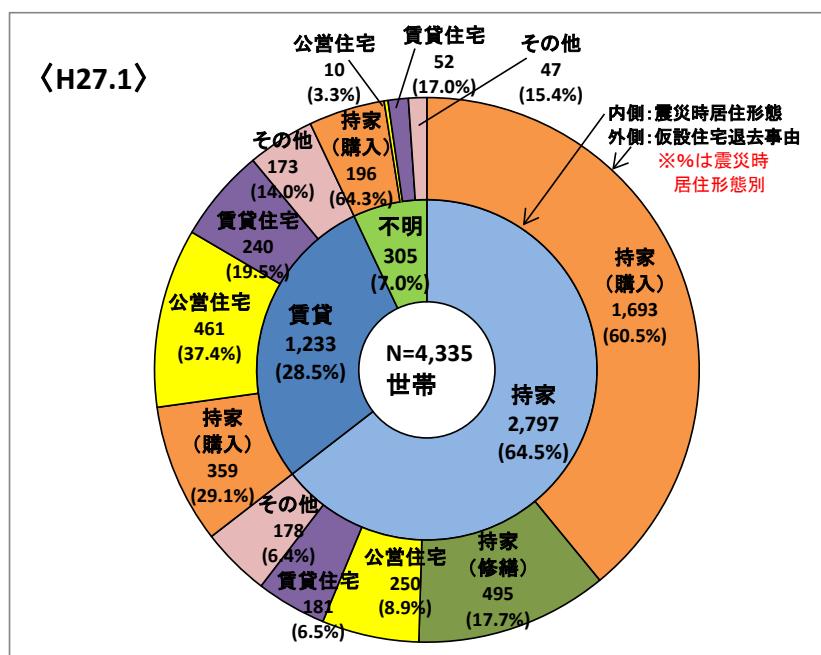


図3 震災時居住形態別世帯数の推移

- ピーク時（H24.3末）と比べると、震災時に賃貸住宅に居住していた世帯の割合が、持家に居住していた世帯の割合を逆転している

